

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

今 回 の 改 正 案	平成二十九年六月二十三日公表の改正案適用後
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、<u>連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は適用しない。</u></p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>内部管理上</u>使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（<u>連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。</u>）とする。</p>

一～三 (略)

(削る)

- 5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面及び第三十面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 (略)

2・3 (略)

- 4 前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 (略)

2・3 (略)

- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 金利リスクに関して内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

- 5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第一面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 (略)

2・3 (略)

- 4 前条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 (略)

2・3 (略)

- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合には、この項の規定は、適用しない。」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する場合)においては、第一面及び第三十面に限る。」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。
- 5・6 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)

- 第五条 (略)
- 2・3 (略)

- 4 第二条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合には、第四号に掲げる事項に限る。)とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する場合)においては、第一面に限る。」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。
- 5・6 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)

- 第五条 (略)
- 2・3 (略)

- 4 第二条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項並びに前条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項(連結自己資本

、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は「適用しない。」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第三号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第二号)

(第一面) ～ (第二十九面) (略)

(第三十面)

(別紙)

(別紙様式第三号)

(第一面) ～ (第二十三面) (略)

(第二十四面)

(別紙)

比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。)

」とあるのは「次に掲げる事項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第三号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(別紙様式第二号)

(第一面) ～ (第二十九面) (略)

(新設)

(別紙様式第三号)

(第一面) ～ (第二十三面) (略)

(新設)